

文京区補助金等チェックシート（実績検証用）

所属 都市計画部住環境課管理担当

問合せ先 03 - 5803 - 1374

1 補助金の名称等

3年度調査

補助金の名称	高齢者等住宅修築資金融資あっせん								
根拠規定等	文京区高齢者等住宅修築資金融資あっせん要綱								
創設年月	昭和	52	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕	44年	終了予定年月	令和5年10月
見直し年月	平成	28	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕	5年		
見直しの内容	低金利時代には即していないとの判断により新規受付を終了。最長10年間の利子補給のみを継続することとした。								
予算科目	款	項	目	大事業		中事業		計画事業番号	
	7都市整備費	1都市整備費	4住宅対策費	4住宅修築資金 融資あっせん		1利子補給			
補助金の種別	<input type="checkbox"/> 奨励的補助 <input type="checkbox"/> 施設運営補助 <input type="checkbox"/> 扶助的補助 <input type="checkbox"/> 投資的補助 <input checked="" type="checkbox"/> 利子補給								

2 補助金の概要

補助目的	文京区の区域内の住宅等の改善に資する。						
補助事業等の内容	高齢者等世帯に属する者で、住宅の修築工事等をその資金の不足により実施できないものに対し、当該資金の融資を金融機関にあっせんするとともに、融資に係る利子の補給を行う。新規受付は既に終了しており、最長10年間の利子補給のみを継続している。						
補助対象経費の内容	融資に係る表面利率のうち、融資実行時の要綱に基づき1.0%～2.0%に相当する額						
補助事業者等	<input checked="" type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他						
	〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕						
補助金の算出	<input type="checkbox"/> 定率（補助率） <input type="checkbox"/> 定額（補助額）						
	<input type="checkbox"/> 補助単価（補助単価 単位） <input checked="" type="checkbox"/> その他						
	〔その他の場合は具体的に記入〕						
公募の状況	新規受付は終了している。						
実績報告書時における 用途の確認方法	<input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input checked="" type="checkbox"/> その他（金融機関作成の計算書等）						
補助・単独の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 区単独		負担割合	区	国	都	補助対象者
	<input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)		上乗せの内容・理由				

3 交付実績

(件、千円)

項目	30年度(決算)	元年度(決算)	2年度(決算)	3年度(予算)
交付(見込み)件数	10	6	3	2
決算(予算)額	123	77	51	55
国庫支出金	0	0	0	0
都支出金	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
一般財源	123	77	51	55
交付実績の特記事項				

4 補助金の交付の適否に関する基準 [○:適合、△:適合しているが課題あり、×:不適合、-:非該当]

項目	内 容	判定	判定の理由(△、×の場合のみ記載)
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	△	低金利時代に即していないとの判断により、新規受付を終了している。
	基本構想、総合戦略、個別計画等の区の政策に適合しているか	○	
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	○	
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	△	既に新規受付を終了しており、影響は小さいと考えられる。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	-	
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	○	
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	△	利子補給から助成に変更した。
	補助金の交付による効果が認められるか	△	低金利時代に即していないとの判断により、新規受付を終了している。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	△	現在の金利状況を鑑みると、具体的効果はあるものの必ずしも補助金額に見合うとは言い難い。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	△	新規受付を終了しており、利用者が少ない。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	-	
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	-	
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	-	

5 効果、課題及び今後の方向性

効果	資金不足により、住宅の修築工事等が実施できない高齢者等に対し、金融機関への資金融資あっせん及び、利子補給を行うことにより、住宅等の改善に資することができた。
課題	低金利時代には即していないとの判断により平成28年度より新規受付を終了し、最長10年間の利子補給のみを継続している。
今後の方向性	令和5年10月までに全ての利子補給が終了する予定である。